


所管部課	福祉部 高齢介護課	部長	吉沢 寿子	
件名	「東大和市介護予防・日常生活支援総合事業」(案)について			
	区分	○	1. 審議事項	2. 報告事項
関係事項	条 例 規 則 部 課 機 関			
<p>1. 要 旨</p> <p>介護保険法第115条の45第1項に規定される介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）は、東大和市介護保険条例附則第8条の規定により、平成29年4月1日から実施をする。</p> <p>総合事業の実施にあたり、平成28年9月6日（火）開催予定の市議会議員全員協議会において説明するとともに、パブリックコメントを実施するものである。</p> <p>(1) 事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①総合事業実施について</li> <li>②総合事業の概要</li> <li>③サービス類型・基準</li> <li>④サービス利用の流れ</li> <li>⑤今後のスケジュール</li> </ul> <p>(2) 影響及び効果</p> <p>市議会議員への周知及びパブリックコメントの実施により、市民等からの意見の反映を図ることができ、総合事業の円滑な推進が図れる。</p>				
2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)				
3. 留意事項 (問題点等)				
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>平成28年9月6日開催の市議会議員全員協議会において、別添資料に基づき説明し、その後、9月20日から10月19日までパブリックコメントを実施したい。</p>				
5. 審議結果				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。